

広報紙

ひろば

No. 61
2015年10月15日発行
配布対象 広大全教職員

【ニュース】
 - 契約職員のみなさまへ
 - 過半数代表選出のご報告とお礼
 - 2015年度統一要求（第1弾：給与・手当問題）（案）
 - 組合専従フルタイム契約一般職員の募集

発行 広島大学教職員組合
〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）
内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556
メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp
ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>

労働契約法第8条は、「労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる」と規定しています。つまり、労働者の合意を得ない使用者（大学）側の一方的な不利益変更是この第8条違反になります。ところが、労働契約内容である労働条件の大学による一方的な不利益変更を問題とし、その撤回を求めたところ、大学から次のような回答（ポイント）がありました。

■変更後の労働条件通知書を受け取り、異議が出されずに時間が経過している。したがって、変更後の労働契約内容である労働条件については本人の同意を得たものと考えている。

労働契約法第3条第1項では、「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする」と規定しています。

このことを現実に即して具体的に述べれば、使用者（大学側）は労働条件の変更を行なうとする場合、その変更の内容と必要性を労働者に対して丁寧に説明し、合意を得ようと努力したか、労働者が変更に応じなかつたときの取り扱いはどうなるか、使用者（大学側）からこうした情報提供と説明が充分に為され、労働者が変更内容を充分に理解した上で「自らの自由意思」に基づいて同意したか

契約職員のみなさまへ

労働契約を一方的に変更されないためにも、組合へ加入しましよう

●あなたの労働契約において、大学が一方的に不利益な内容へ変更することは法律違反です。

教職員組合は、組合員である労働者を代理して交渉することができます。

どうか、といったところが本質的な問題となります。また、様々な知識と情報量において使用者（大学側）に劣り、上司である使用者（大学側）と指揮命令関係にある弱い立場の労働者にとって、使用者（大学側）から労働条件変更要求が出された場合に、それに対する異議を述べることはなかなか難しい現実があります。それゆえ、多くの裁判においても、労働者が「自由意思」に基づいて合意したか否かは慎重に判断されるべきで、黙示の合意（上述の大学回答は、労働者がはっきりと同意したとの言動をしていない）明示の合意をしていないが、変更後の労働条件に従つて来たのだから実質的には同意した（黙示の合意が存在したとの意味になります）があつたと安易に認定しない判断がされています。

つまり、大学が回答（ポイント）で述べる「変更後の労働条件通知書を受け取り、異議が出されずに時間が経過している」という形式で単純な主張で済む問題ではないのです。実際に、働くこと（労働契約）は継続的ですから、労働条件の変更があり、それに労働者が同意していないにも拘らず働き続けていることは珍しいことではありません。しかし、それは「同意している」とことを意味しません。上述しましたが、現実的には、使用者（大学側）から労働条件の変更要求が出された場合、知識も情報も少なく、また、上司と部下の関係にある一人の労働者（教職員）にとって、それを拒絶することには大きな困難が伴うものです。

使用者（大学側）から的一方的な労働条件変更が出されたとき、組合員であれば「組合を通して下さい」とすぐに主張できます。あるいは、「考え方を下下さい」と返事をして、すぐに組合に相談してもらえば、組合からアドバイスすることができます。そして、組合が代理交渉することもできます。そして、組合が代理交渉することを理由として、使用者（大学側）が労働者に対してハラスメント等の不利益行為を行なうことは法律で禁止されています。

使用者（大学）に「時間が経っているので同意している」といったような屁理屈を言わせないためにも、組合に加入しておき、何かあつたときはすぐに組合へ相談し、使用者（大学側）へ対処できるようにしませんか？

広島大学教職員組合 フルタイム契約一般職員の募集

1. 募集人員、募集期間

フルタイム契約一般職員 1名。

募集期間 2015年10月中旬～2015年12月中旬。

2. 雇用期間

1年間の雇用契約とし、勤務成績等が良好な場合は更新することがあります。ただし、雇用期間の上限は通算で3年とします。

3. 仕事の内容

広島大学教職員組合（労働組合としての法人格取得）の専従書記（書記局職員）として、総務、経理、広報活動、対大学交渉（団体交渉での書記を含む）、諸会議への出席など、全般的な事務及び活動をしていただきます。

書記局の専従職員は2名体制で、責任者である専従書記次長があり、基本的にはその指示と指導の下で業務に従事しますので、それらの事務や活動が任せ切りにされるということはありません。

4. 就業場所

東広島市の広島大学内の組合事務所を基本としますが、週1回～2回程度、広島市南区霞1丁目広島大学内の組合広島事務所での夕方勤務等があります。

5. 必要な経験等

パソコン操作（ワード、エクセル）ができること。総務・人事・経理分野の業務経験のある方歓迎します。

6. 就業時間

基本は9:00～17:45（うち1時間休憩。実働7時間45分）としますが、業務の都合により始業・終業の時刻を繰り上げ、または繰り下げことがあります。

1ヶ月平均で10時間程度の時間外労働があります。

7. 休日・休暇等

広島大学契約一般職員（フルタイム勤務）に準じます。

8. 給与等

(1) 基本給等

基本給 月額143,000円。

住居手当・通勤手当あり（広島大学契約一般職員（フルタイム勤務）に準じます）。

また、給与支払日等も広島大学契約一般職員（フルタイム勤務）に準じます。

(2) 賞与

295,000円／年2回（6月、12月）

(3) 昇給・退職手当

いずれもなし。

(4) 加入保険等

雇用、労災、健康、厚生

9. 定年・就業規則等

(1) 定年等

定年あり 60歳。再雇用あり 65歳まで。

(2) 就業規則

広島大学就業規則に準じます。

10. 選考等

(1) 選考方法

随時。

筆記試験（国語、数学、社会）と面接を行ないます。（筆記試験・面接の日時は事前に確認します。）

(2) 応募書類

履歴書（写真貼付）、志望動機（A4用紙1枚程度）。不採用時はいずれも返却します。

(3) 選考結果

選考結果の連絡は12月中旬予定です。

11. 応募種類の送付先、及び、連絡先

〒739-0046

東広島市鏡山1丁目7-2 広島大学内

広島大学教職員組合

電話 082-424-7556

大学内線（東広島84）5390

メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp

以上

加入申込用紙をご希望の方法で送付いたします。
下記までお申ください。（ホームページからでも用紙は入手できます。）

東広島事務所（本部）平日9:00～18:45

〒739-0046 東広島市鏡山1-7-2（広大西口）

内線（東広島84）5390 TEL/FAX 082-422-7556

メールアドレス union@hiroshima-u.ac.jp



内線番号は東広島以外の地区からは84をつけてかけてください。

2015年10月現在

*組合費（1ヶ月分）（ボーナスからは徴収なし）

【常勤職員】 本給 × 0.5%

【契約・非常勤職員／その他】 300～500円

+

*各支部費（単位 円／1ヶ月分）

事務0／図書0／総合科学50／文学50／教育100／社会科学50／理学30／大学病院・霞120／工学0／

生物生産（常勤）300・（契約）100／国際0／附属中・高50／附属小0／附属東雲0／附属福山100／附属三原幼・小・中0

学の主張に自ら背反し、1号俸昇給抑制と平均2%の本給引き下げは人事院勧告・国家公務員に準じ、地域手当(特別調整手当)の引き上げは人事院勧告・国家公務員に準じないという欺瞞的なものとなります。

勤務地別の広島大学常勤教職員人数は、東広島市十三原市に勤務する人数と広島市内に勤務する人数がほぼ近い数値となることから、広島大学における地域手当(特別調整手当)の経緯も踏まえれば、東広島市・三原市3%への引き上げを二分し2016年4月1日から広島市及び広島市以外とも各1.5%の引き上げを求めます。

2.以下の諸手当の引き上げまたは新設を要求します。

(1)附属学校教員の特殊勤務手当である「教育実習等指導手当(1400円/日)」と「入学試験業務担当手当(900円/日)」を各々倍額への引き上げることを要求します。

附属学校教員に支給されている教育実習等指導手当(1400円/日)と入学試験業務担当手当(900円/日)は、その労働実態に比して著しく低額となっています。また、突發的な問題が発生したときは遅くまでの会議も行なわれます。更に、入学試験業務の性格から徹底した厳格性と秘密厳守が求められますが、それは大きなストレスと疲労を生みます。こうした労働実態からすれば、現行手当は少な過ぎると言えます。

(2)附属学校教員の特殊勤務手当である「教育実習等指導手当(1400円/日)」と「入学試験業務担当手当(900円/日)」を各々倍額への引き上げることを要求します。

市に勤務する人数と広島市内に勤務する人数がほぼ近い数値となることから、広島大学における地域手当(特別調整手当)の経緯も踏まえれば、東広島市・三原市3%への引き上げを二分し2016年4月1日から広島市及び広島市以外とも各1.5%の引き上げを求めます。

(3)年末年始出勤手当の新設を要求します。

日本の歴史と文化において、年末年始は一年の中でもっとも大きな行事・風習として存在しています。この時期には多くの人々が帰省したり、家族等が一堂に会したりするのみならず、大掃除や初詣などの行事も行なわれます。それ故、官公署や大半の企業等も年末年始を休暇として制度化しております。一方、その業務の特性から年末年始を休暇・休日とするわけには行かない組織や業種も多く存在しています。広島大学

は1時間当たり140円の手当と非常に少額で、労働実態に見合っていません。

入学試験業務担当手当については、仮に1日3時間を要するとして、1時間当たり300円の手当となります。また、突發的な問題が発生したときは遅くまでの会議も行なわれます。更に、入学試験業務の性格から徹底した厳格性と秘密厳守が求められますが、それは大きなストレスと疲労を生みます。こうした労働実態からすれば、現行手当は少な過ぎると言えます。



東千田地区教職員のみなさま

過半数代表選出のご報告とお礼

4月1日に東千田地区過半数代表者が不在となったことから、教職員組合として法務研究科の神野礼斎先生を新たな過半数代表候補者に推薦し、4月中旬より神野先生への支持署名をお願いしてきました。

5月13日に東千田地区教職員の過半数の支持署名50筆を添付し、大学へ選出の報告を行ないましたので、ご報告致します。

ご協力、ありがとうございました。

なお、神野先生の任期は2015年5月1日～2017年4月30日となっています。
(ご報告が遅れましたことをお詫び致します。文責 小数)

2015年度統一要求 (第1弾・給与・手当問題)(案)

げる要求です。……小数)

2006年度に国家公務員の俸給表が民間賃金水準の全国で最も低い地域にあわせて改定されたとき、調整手当は地域手当に変更され、広島市は3%であった調整手当を、5年間のうちに10%の地域手当とすることとなりました。広島大学は給与表についても、国家公務員の俸給表にほぼ完全に準じるという政策を採用しています。文書での回答を大学へ求めますが、並行して団体交渉を行ない、要求実現に向けて取り組みます。

2015年度人事院勧告への大学対応等と重ねて交渉するため「給与・手当問題」を先行させて提出する方針とし、現在、組合の各支部で「給与・手当問題(案)」の検討をお願いしています。各支部からの意見等をもとに必要な修正・加筆等を行なって10月執行委員会で決定し、10月終わりに大学へ提出します。

なお、他の「雇用問題」「労働時間・休暇問題」「資金配分・研究費問題」「労働・職場環境問題等」については、別途検討し、提出することとしています。

以下、現在検討中の「給与・手当問題(案)」から二つの項目をご紹介します。

なお、確定ではなく、変更の可能性があり得ますので、その点はご了承下さい。(文責 小数)

1.特別調整手当(地域手当)を広島市10%、広島市以外7%へ引き上げることを目標とし、直ちに2016年4月1日からのそれぞれ1.5%の特別調整手当(地域手当)引き上げを要求します。

(補足：現在の特別調整手当(地域手当)は広島市勤務者6%、その他地区勤務者3%となっており、それを広島市勤務者7.5%へ、その他地区勤務者4.5%へ引き上げます。)

そこで、広島大学職員の地域手当(特別調整手当)は広島市を10%とし、当面は広島市以外は調整手当当時の差である3%を維持し7%とすることを目標とし、実現すべきです。

また、2014年度及び2015年度人事院勧告により、2016年4月より国家公務員の地域手当は広島市が10%、東広島市と三原市が3%になります。従来は0%であった東広島市と三原市の地域手当引き上げのための財源等として、国家公務員は2015年1月1日に1号俸の昇給抑制を実施し、2015年4月1日に平均2%の本給引き下げを実施しましたが、広島大学においてもそれらの引き下げは同様に実施されています。そうであれば、それらの引き下げを行なったがら地域手当(特別調整手当)の引き上げを何ら実施しないことは、「国立大学法人の職員の給与は、法律や閣議決定による要請により、社会一般の情勢に適合させ、かつ、国家公務員の給与水準を十分考慮したものにしなければならないとされています」(平成25年1月31付け「回答」)、「法人化以後、人事院勧告や国の制度を参考に、本学職員の人事制度を改定してきているところです」(同前)との広島大

においては病院や動物を飼育する農場がそれに当たりますが、そこに勤務する教職員は振替休日を取得する方法で年末年始の勤務を行なっています。つまり、病院や農場に勤務する職員は何らの特別手当も無く、通常日と同じように年末年始の勤務に従事しているわけです。

しかしながら、上述のように年末年始が生活において特別な意味を持つ時期であることから、多くの企業等では当該時期の勤務に対して特別手当を支給しています。例えば、当組合の関連団体が2012年7月に広島県内の病院(広島大学病院も含む)に対して行なった実態調査では、13病院(広島市市民病院と安佐市民病院)のうち7病院で年末年始出勤手当が支給されています。

なお、特別手当については、対象期間は12月29日(ただし、病院の場合は12月28日準夜勤)～1月3日(病院の場合は4日深夜勤)までとし、手当額は7,000円(1勤務日)程度が妥当と考えます。

また、「放射線取扱主任者」については月額3,000円の職務付加手当が支給されていますが、これまでも当該主任者業務の重要さと責任の重さに比べて手当額の低さが指摘されていました。したがって、現行の倍額の月額6,000円とすることを求めてます。

一方、その業務の特性から年末年始を休暇・休日とするわけには行かない組織や業種も多く存在しています。広島大学